

物品・委託等の電子入札対象案件における紙入札経過措置の期限延長について

横浜市が実施する入札について、令和7年4月から段階的に電子入札の対象案件を拡大してきました。

横浜市で実施する電子入札案件については、やむを得ない事情がある場合を除き、紙入札を認めないこととされていますが、電子入札移行にかかる事業者の負担を考慮し、広く紙入札を認めることとし、経過措置を設けています。

この経過措置の期限について、次のとおり延長します。

1 経過措置期限

当初期限	延長後期限
令和8年3月31日まで (契約日が令和8年3月31日までの案件に適用)	令和8年 <u>8月31日</u> まで (<u>開札日</u> が令和8年 <u>8月31日</u> までの案件に適用)

2 経過措置の詳細

経過措置や紙入札の詳細については、次のお知らせをご参照ください。

物品・委託等の電子入札案件における紙入札手順（経過措置を適用する場合）

3 電子入札に必要な事前準備

電子入札により執行される入札（単独随意契約及び少額随意契約システムによる見積書の提出を除く。）に参加するためには、ICカードの購入、デバイス・機器の設定、利用者登録等が必要です。

経過措置期限を過ぎると、やむを得ない事情がある場合を除き、紙入札による入札参加ができなくなることから、電子入札による入札参加に向けて、ご準備をお願いします。

詳細につきましては、次のページをご参照ください。

横浜市 ヨコハマ・入札のとびら 電子入札に必要な機器

【お問合せ先】財政局契約部電子入札ヘルプデスク

045-662-7992

開設時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）